

○奈良県警察音楽隊の設置および運営に関する訓令の制定について（通達）

（昭和38年2月8日例規第28号）

〔沿革〕 平成15年2月例規第6号改正

このたび、奈良県警察音楽隊の設置および運営に関する訓令（以下「訓令」という。）を制定し、音楽隊設置の目的を明らかにするとともに、運営および活動の基準を定め、警察広報活動の効果と職員の士気高揚を図ることとしたから、次の諸点に留意し、適正な運用によってその目的を達成するよう努められたい。

記

1 制定の趣旨について（第2条関係）

音楽隊設置の目的は、対外的には音楽を通じて県民と警察の融和を図り、住民が警察をより一層に理解して自ら進んで協力しようと気風を盛り上げ、部内に対しては、警察職員の士気を鼓舞するほか情操をかん養することをねらいとしているので、この目的にそった効果的な活用を期待するものである。

2 隊員の指名と所属長の協力（第5条の3関係）

音楽隊員は、奈良県警察職員のうちから適格者を本部長が指名することとしたが、隊員の所属長は、演奏及び演奏訓練等について積極的に協力するものとする。

3 演奏要請の手続について（第8条関係）

(1) 部内からの要請については、所属長が、警務部県民サービス課長を経由して行なうものとする。

(2) 部外からの要請があった場合は、演奏場所を管轄する警察署長を経由して行なうものとする。

この場合、警察署長は、その要請内容が訓令第2条および第8条に適合し演奏を行なうことが適当であると認められるときは、その旨意見を付して本部長に送付するものとする。

4 演奏訓練計画について（第10条関係）

演奏訓練計画は、やむを得ない理由のある場合を除き、週8時間を下らないよう作成するものとする。